

311子ども 甲状腺がん 裁判NEWS

VOL.10
2024.7.28



公式HP



発行元  311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

6月12日、第10回口頭弁論が東京地裁で開かれました。心配していたお天気も良好。86席の一般傍聴席に対し、191人の方が傍聴整理券配布に列を作りました。支援者集会では、今回原告2さんが法廷で読み上げる予定だった陳述内容の録音も聞いていただきました！（YOUTUBEでも公開中）



支援者集会は今回も満員！終了後来場者のみなさんとスタッフで記念撮影をしました。

目次

- P2-3…第10回口頭弁論期日のご報告 UNSCEAR報告書の問題点 田辺保雄
今後の裁判の見通しについて 井戸謙一
新原告団長あおいからのご挨拶
- P4-5…放射線被ばくと甲状腺がん/原告と被告の主張を徹底整理！
ここが知りたい！ATDMシミュレーションって何？
- P6-7…311子ども甲状腺がん裁判スタッフ大集合
- P8……賛同団体になりませんか？/収支報告/今後の日程ほか



第10回口頭弁論期日のご報告 被告東電が論拠とするUNSCEAR報告書の問題点 エビデンスに基づいた科学的議論を



弁護士 田辺保雄

今回の期日では、4本の書面を提出しました。そのうち、井戸弁護士が起案した第21準備書面は、東電の反論に関して再反論していなかった事項について、まとめて反論した書面です。低線量被ばくによる甲状腺がんの発癌リスクをめぐる問題やチェルノブイリ原発事故との相違などについて、反論しました。

そのほかの3本は、いずれも被告側が主張の根拠としているUNSCEAR（国連科学委員会）を批判したものです。

私が起案した第22準備書面は、被告・東電が主張の根拠としている「UNSCEAR2020/2021報告書」の中でも、特に「甲状腺がんの評価」についておかしな点を指摘しました。甲状腺検査結果が、穿刺吸引細胞診など詳細な検査を経たものであることや、科学的な文書として不適切な用語法を使用していることなどを批判しています。

例えば、「UNSCEAR2020/2021報告書」では、甲状腺検査は「感度（Sensitivity）が高い」ために多

くの潜在がんを見つけていると主張しています。しかし、医学における「感度が高い」という用語は、病気の人を病気があると検出する力を指しています。言い換えれば、偽陽性が少ないことを意味します。

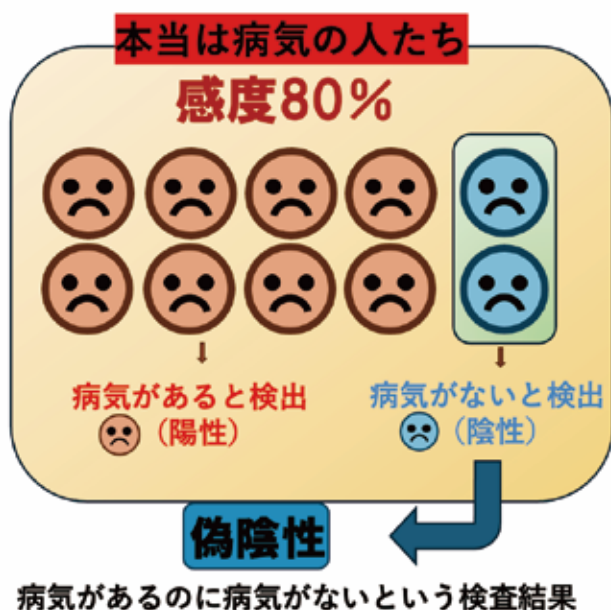
ですから、病気でない人を病気であると診断してしまう「過剰診断」のことを、「感度が高い」とは言いません。もし「治療の不要な病気を見つけている」のだとしたら、医学の世界では、「特異度（specificity）が低い」と言わなければなりません。

「特異度」とは、病気ではない人を病気ではないと検出する力を指します。つまり、病気ではない人を適切に検出することを「特異度が高い」、逆に、病気でない人を多数見つけている検査は、「特異度が低い」と言います。ですから、「過剰診断」は「感度が高い」ではなく、「特異度が低い」という言い方が正確なのです。「UNSCEAR2020/2021報告書」は、このように、一般的な医療の世界で使われている基本的な用語を、完全に誤用しているのです。

病気の有無を調べる検査「感度」と「特異度」の違い

感度

病気の人を「病気がある／陽性」と正しく検出する力



特異度

病気がない人を「病気がない／陰性」と正しく見分ける力



このほか、青木弁護士が起案した第24準備書面は、黒川意見書に対する東電の反論のうち、ATDMのシミュレーション（※P5「ここが知りたい」参照）、バルク沈着速度に関する部分について再反論しています。その中で注目に値するのは、バルク沈着速度をめぐる東電側の自己矛盾です。

UNSCEAR報告書のシミュレーションでは、湿性沈着の沈着速度を100ミリ/秒と設定しています。1秒で100ミリ(10センチ)ですから、1時間で360メートル。放射性プルームは数十メートルから数百メートルくらいの高さを移動しているので、あっという間に地面に落ちてしまうスピードです。そこで黒川意見書では、

微粒子や気体の状態にある放射性物質がこのような高速で沈着するのはあり得ないと批判したところ、被告・東電は、100ミリ/秒という速度は不自然ではないと反論してきました。

しかし、この数値が科学的でないことは、実は被告・東電自身が明らかにしています。柏崎刈羽原発6号～7号炉の適合性審査のために、東京電力が原子力規制委員会に提出した書類には、被ばく評価時の地表面の沈着速度として、一桁少ない12ミリ/秒と記載しているのです。原発の安全審査を受ける際に記載している数字を見れば、この裁判における被告の主張は自己矛盾に満ちています。

今後の裁判の見通しについて



弁護団長 井戸謙一

原告側は、次期期日までに、被ばくと甲状腺がんとの因果関係についての総論的な主張（UNSCEARによる被ばく量批判、低線量被ばくのリスク論、潜在がん論批判等）を出し尽くします。

弁護団は、次期期日には、8～9本の準備書面を提出する予定で準備しています。これらによって、被告側の主張が科学的根拠の乏しいものであることを明確に示します。

また、これとは別に、今後、原告個々の事情（被ばくしたこと、発病及びその後の治療の経緯、現在の状況等）を記載した準備書面（各論準備書面）も順次提出する予定です。

各論準備書面については、法廷で原告ご本人から要旨説明をしていただく予定で裁判所と交渉中です。裁判所は、要旨説明は弁護士がすべきであって、原告本人がすることは認めないと言っていました。前回の期日では、柔軟な姿勢を示しました。

原告側の総論主張に対して、被告代理人は、来春までの時間をかけて反論し、専門家の意見書を提出すると言明しました。これに対する原告側の再反論がなされれば、主張のやり取りは一段落となり、その後、双方から証人の申請、裁判所による採否の決定がなされ、証人尋問等、裁判は終盤に入っていくことになります。今後も厚いご支援をお願いします。

新原告団長から



原告団長あおい

今年度から、原告団長を交代で務めることになり、新しく原告団長になったあおいです。これからも原告のみんなと一緒に進み、最後まで裁判を見届けられたらと思っています。

いつも本当にたくさんの応援、ありがとうございます。今後も、あたたかく見守っていただけたら嬉しいです。

※原告4さんが一身上の都合で訴えの取り下げをすることになりました。

放射線被ばくと甲状腺がん 原告と被告の主張を徹底整理！

2021年1月の提訴から2年半。この間、原告と被告東電は、放射線被ばくと甲状腺がんとの因果関係をめぐり、激しい科学論争を展開してきました。その争点を改めて解説します。

原因確率90%以上

因果関係の立証について、原告側と被告側は、主に3つの点で争ってきました。

一つ目は、原発事故後に、福島の子どもの間に、甲状腺がんが増えたのかどうかという点。つまり「福島県で見ついている小児甲状腺がんの評価」です。福島県では2011年10月から、事故当時18歳以下だった子どもたち38万人を対象に甲状腺検査を実施してきました。その結果、これまでに400人近い子どもが、甲状腺がんと診断されています。

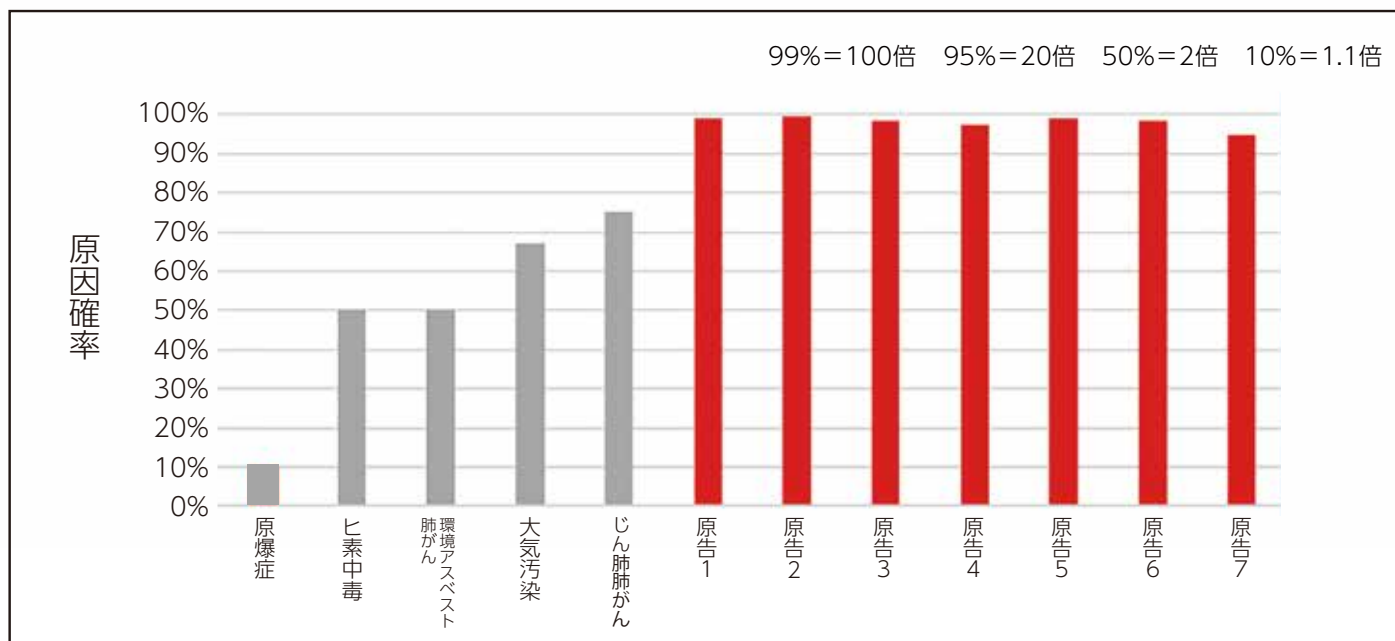
原告側は、これほど多くの子どもが甲状腺がんと診断され、手術を受けているのは、放射線影響によると主張しています。さらに、環境疫学の分野で活躍する岡山大学の津田敏秀教授の意見書を提出。原告が放射線被ばくによってがんを発症した確率（原因確率）は、90%をはるかに超えるとして、放射線と病気との因果関係を認めるよう求めています。

これに対し、東電側は、甲状腺がんが多く見つかっているのは、精密な検査により、治療の必要のない「潜在がん」を多く見つけていると反論しています。

UNSCEAR報告書の線量評価

2点目は被ばく線量をめぐる対立です。東電側は、「原子放射線に関する国連科学委員会 (UNSCEAR)」2020/2021年報告書をもとに、原告の甲状腺の被ばく線量は10ミリシーベルト以下だと指摘し、この線量では、がんは発症しないと主張しています。これに対し原告側は、同報告書には、多くの誤りがあり、被ばく線量は大幅に過小評価されていると反論してきました。

また、事故直後から核種別の放射線量を計測している、福島市紅葉山にあるモニタリングポストの時系列データをもとに、被ばく量の矛盾を指摘する黒川眞一高エネルギー加速器研究機構名誉教授の意見書を提出。3月15日から16日にかけて到達した放射性プルームの吸引被ばくだけで、1歳児の甲状腺の被ばく線量は100ミリグレイを超えると結論づけました。



LNTモデル vs 100ミリシーベルト論

3つ目は、放射線の「しきい値」をめぐる対立です。東電側は、被ばく線量が100ミリシーベルト以下であれば、被ばくによる健康影響は観察できないと主張しています（100ミリシーベルト論）。一方、私たち原告側は、放射線にはしきい値はなく、どんなに線量が低くても健康影響は起きうると反論（LNT（しきい値なし直線）モデル）。最近の新たな研究により、100ミリシーベルト以下

でも、被ばく影響が観察されていると主張しました。

裁判所は今年3月の第9回期日、準備書面のやりとりに終止符を打ち、早期に専門家の証人尋問に入りたいとの姿勢を示し、原告側に対し、9月の第11回口頭弁論期日までに、全ての主張を出し切るよう求めています。原告側の積極的な「攻撃」は残すことあと1回、裁判もいよいよ終盤へとさしかかっています。

		原 告	被 告
因果関係の判断枠組		因果関係は疫学により判断されるべき 【第1・4・13準備書面】	失当である。【第3準備書面】
疫学 300人超の小児甲状腺がん患者の評価		多発している。 【第5・10・18・22・23準備書面】 原告の原因確率は95%以上。原因は被ばくしかありえない。【第6準備書面】	多発ではない。潜在がんを見つけている。 【第2準備書面】
線 量	リスクが高まる線量は？	僅かでもリスクはある（LNTモデル） 【第12準備書面】 100mSv以下でもリスクはあり 【第9・14・20準備書面】	100mSv以下では増加は認められない。 （100mSvしきい値論）【第1準備書面】
	原告らの被ばく量は？	UNSCEAR報告書の評価は低すぎる。 【第7・8・11・17・24準備書面】 1080人検査の評価など 【第2・3・9準備書面】	平均10mSv以下である。 （根拠:UNSCEAR報告/1080人検査） 【第1準備書面】

ここが知りたい！
ATDMシミュレーションって何？



(OurPlanet-TV 白石草)

ATDMとは、atmospheric transport, dispersion and deposition modelの略で、日本語では「大気輸送・拡散・沈着モデル」と訳されています。

福島原発事故では、放射性ヨウ素131やヨウ素132/テルル132、ヨウ素131などの放射性核種が大量に環境中に放出されました。しかし事故後の甲状腺を測った実測値は少なく、甲状腺等価線量の分布など全体像は判っていません。

そこで鈴木元氏ら研究チームは、環境省の研究委託の一環として、放射性核種の環境中の時間空間分布の再構築に取り組んできました。その再構築の手法の一

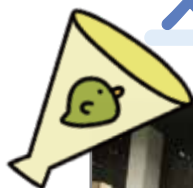
つに、このATDMシミュレーションがあります。「浮遊粒子状物質(SPM)」を計測するために、全国に設置されている大気汚染測定局のろ紙上に付着したセシウム137の測定値(大気中濃度、地表沈着量、降下量)を元に、放射性ヨウ素131の大気中濃度や拡散・沈着の様子をシミュレーションし直したものです。被告・東電側が、放射線被ばくと甲状腺がんとの因果関係を否定する際に利用しているのが、この手法です。

このシミュレーションに大きな誤りがあることを、原告側は複数の準備書面と意見書で指摘しています。

311子ども甲状腺がん裁判



スタッフ大集合 期日当日を支えます!



311子ども甲状腺がん裁判チャリティーTシャツをおそろいで!



地裁前アピール

入廷行進の前後は、地裁前で弁護団や支援者が代わる代わるマイクを握り、裁判に懸ける熱い思いを訴えます

1カ月前

前日

当日11:45

12:30

13:00

13:10

13:35

13:50

スタッフ打ち合わせ

スタッフ前日確認

地裁前

地裁前スタッフ集合

地裁前アピール開始

入廷行進

傍聴券配布開始

傍聴券抽選

傍聴に外れた方を
集会へご案内



支援者集会

集会スタッフ
ホール前に集合

設営準備スタート



ズームでスタッフ打ち合わせ
当日の分担やタイムスケジュール
などの打ち合わせをオンラインで
行います

横断幕や風船を準備するのもスタッフの仕事!

地裁前スタッフは早めに集合して風船を膨らましたり、
チラシを配ったりして裁判を支えます
通行する人の邪魔にならないようにセッティングします

音声チェック、受付準備、
会場設営に大忙し!



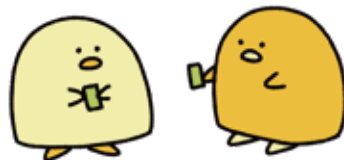
期日のお知らせチラシは
さまざまな集会やイベントで事前配布



1ヶ月前にはチラシが完成!

裁判のイメージカラーはグリーン

3ヶ月に1度の裁判当日をしっかりと支えるのは、多数のボランティアスタッフたち。地裁前アピールから支援者集会まで、6月12日、第10回期日当日の動きを紹介します！



傍聴券の抽選

103号法廷の傍聴席は約100席、
整理券をもらって抽選結果を待ちます

入廷行進

弁護団や裁判を支えるみなさんが、横断幕を持って
地裁に入場します

この日は191人の方が傍聴券
の抽選に並びました

期日終了後は
ニューズレターチームが始動!

14:00

15:00

15:30

16:00 17:00 17:10 期日後

裁判所

裁判開始

弁護団記者会見
(司法記者クラブ)



期日報告や集会の動画は
HPで見ることができます!



ニューズレター作成

集会開場

集会スタート



会場に弁護団到着



集会終了

会場完全撤収

会場前で記念撮影!

遅れて参加する方もしっかりフォロー

集会では裁判の内容を動画で解説

客席の邪魔にならないようにステージへと誘導します



地裁前には、毎回、さまざまな方が応援に!

第7回期日(2023. 9. 13)の応援に駆けつけてくれた、
森松明希子さん、アイリーン・スミスさん、高橋博子さん、武藤類子さん

第10回期日&集会、無事終了!

コンベンションホール前でみんなで記念撮影!



賛同団体になりませんか？

311甲状腺がん子ども支援ネットワークでは、「311子ども甲状腺がん裁判」を応援して下さる賛同団体を募集しています！登録に、資格や会費はありません。「311子ども甲状腺がん裁判」を応援したいという気持ちがあれば、どんなグループでも登録できます。これまでに、89団体にご登録いただき、期日への参加やニュースレターの配布などにご協力いただいています。今後は、署名やはがきキャンペーンなども計画しています。皆様の地域で、この裁判を支える輪を広げてください！賛同して下さる団体はQRコードから登録してください。



ご寄付の使いみちご報告 (2023年4月1日から2024年3月末)

311甲状腺がん子ども支援ネットワークの2023年度の収支をご報告します。今年度も1,000万円を上回るご寄付をお寄せいただきました。心から感謝します。ご寄付は、英語論文の翻訳や専門家意見書などの訴訟活動のほか、チラシやニュースレター作成などの組織活動に充てさせていただきました。充実した弁論を継続するために、引き続きのご支援をお願いいたします。

当期収支	769,270円
収入の部	11,122,415円
支出の部	10,353,145円

収入の部	合計11,122,415円
ご寄付・会費収入	11,091,252円
雑収入・利息	31,163円

支出の部	合計10,420,121円
訴訟活動	計6,383,646円
会議費	1,311,785円
専門家謝金・翻訳費	1,469,936円
旅費交通費	3,029,234円

集会会場・設備費用	356,530円
図書新聞費	57,310円
印刷費	158,851円
組織活動	計4,036,475円
外注費・報酬	1,682,025円
印刷費	956,050円
郵送費・通信費等	283,438円
消耗品費	313,435円
旅費・交通費	60,857円
地代・家賃	485,000円
広告宣伝費・交際費等	88,926円
その他(手数料・雑費)	166,744円

今後の日程

第11回口頭弁論 2024年9月11日(水) 14:00～東京地裁 103号法廷

報告集会は日比谷コンベンションホールで行います。

第12回口頭弁論 2024年12月11日(水)14:00～東京地裁 / 第13回口頭弁論 2025年3月5日(水)14:00～東京地裁

裁判を支えてください

ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

裁判期日に参加する

裁判の盛り上がり、判決を左右します。口頭弁論期日に東京地裁にお集まりください。法廷で傍聴できる人数には制約がありますが、報告集会等を行います。裁判の経過を共有し、まわりに広げてください。

賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

●郵便振替

記号:00170-7 番号:393240

口座名: 311 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

●ゆうちょ銀行

店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240

口座名: 311 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

●城南信用金庫

九段支店 普通預金 口座番号:355663

口座名: 311 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

『銀行からお振込みの際は、HP「ご寄付お申し込みフォーム」よりお知らせください。』

●READYFOR継続寄付(月額支援)

クレジットカード決済となります。詳しくはこちら→



311子ども甲状腺がん裁判 住所と電話番号が変わりました！

【発行元】311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 【発行日】2024年7月28日
〒107-0052 東京都港区赤坂8-6-17 赤坂グランドハウス211 光前法律事務所内
【TEL】03-3296-2724(平日:午前10時～午後5時) 【FAX】03-5412-0829
【E-mail】info@311support.net 【HP】https://www.311support.net/



このニュースレターは原告が企画・デザインしています